

令和4年6月30日

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛 殿

独立行政法人日本学術振興会

監事

小長谷有紀

監事（非常勤）

西島和三

令和3年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の令和3年度における業務執行状況および会計経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第19条第4項および独立行政法人日本学術振興会に関する省令第1条の2に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I 監査の方法およびその内容

令和3年9月10日付で提出した監査計画に基づき、新型コロナウィルス感染拡大防止に配慮しながら情報の収集に努め令和3年度における学振の業務執行、会計経理ならびに重点監査項目について、以下のとおり監査を実施した。

業務執行については、通常通り、役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席し、学振の意思決定プロセスを監視した。また、規定などの重要な規則の改正等においてその内容を監視した。とりわけ、世界における新型コロナウィルス感染が完全に終息せず、海外との学術交流が困難なままになっている状況をふまえて、さまざまなプログラムにおいて柔軟な措置を継続するよう理事長のリーダーシップを支援した。

会計経理については、予算執行について適宜報告を受け、適正な執行が行われたかどうかを監査した。また、令和4年4月（電子メールによる会議方式）および5月に計2回開催された契約監視委員会を主催し、令和3年度において学振が発注した物品・役務等に係る契約の適正さについて事後点検を行った。

令和3年度の重点項目としては「新型コロナウィルス感染拡大に伴う新たな業務体制について」と「振興会における広報について」の2つを設定していた。前者については、<我が国における研究を止めない>という意識を共有しつつ、在宅勤務、オンラインによる会議運営、セキュリティ対策など、臨時の措置から恒常的な働き方改革への移行に伴う課題を中長期的な視野に立って監査するため、総務・経営企画等の管理部門全般、国際事業、人材育成事業、研究助成事業など部門ごとにヒアリングを実施した。後者については、振興会の役割とその重要性について国民への理解を広く深めることも必要であるという観点から、広報活動に関する取り組みに関与した。

II 監査の結果

1. 業務執行について

(1) 法令等に従った業務執行および中期目標達成に向けての実施状況

【総括的監査意見】

役員会、評議員会を始めとする主要な会議に出席し、学振全体の運営および各事業部の業務執行状況を恒常に確認した。運営および業務は、学振の設置目的および法令等の定めに従って適切に執行されており、中期目標の着実な達成に向けて効果的に実施されている。本年度は第4期中期目標期間の4年目にあたり、期末に向けて順調に進捗していると評価される。

特筆すべきこととして、以下の3点が挙げられる。

【人材確保について】

職員の3分の1が2~3年のサイクルで新規に入れ替わるという人事環境の特殊性に伴う課題を克服すべく、振興会プロパー人材の新規採用、能力開発のための他大学への派遣も含めた配置転換などが積極的に行われた。こうした組織的な努力により、専門性と総合性を兼ね備えた人材の育成が果たされつつあると判断される。

【男女共同参画の取り組み】

学界における人材多様性の確保は学術の振興に寄与するものとして重要であり、とりわけ国際的にみて未だ十分に実現されていない女性の活躍については、学振としても大いに寄与しなければならない。一昨年度に策定された男女共同参画推進基本指針に基づき、学術システム研究員の女性割合を大きく向上させるなど、恒常的な努力が実りつつあると判断される。

【審査日程変更への対応等について】

研究費の効果的な運用を目的として、審査日程が変更されることとなったのに対して、コロナ禍であるにもかかわらず、オンライン審査業務を全て滞りなく実施することができたことは、<研究を止めない>を合言葉に振興会職員が一丸となって適切に対応した成果であり、特筆に値する。

(2) 組織・体制について

第4期中期目標期間の4年目に、次期に向けた組織改編が適切に行われ、現時点では問題は認められない。

(3) 役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実の有無

役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められない。

2. 会計経理について

(1) 執行、現金等の出納ならびに保管、財務諸表および決算報告ならびに事業報告書

会計経理の執行については、法令および独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、学術研究助成業務勘定の財務諸表および決算報告書は、帳簿および証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。また法定監査を行う会計監査人により、監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けた。

(2) 契約の締結および執行

随意契約の随意契約事前確認公募への移行とともに、一者応札を回避する努力とともに、一者応札だった場合の調査検討を行うなど、公正な執行に努めていることを確認した。

(3) 資産の取得、管理および処分

学振本部において定期的に実査が行われていることを確認した。また、海外研究連絡センターについては現地訪問に代えてオンラインにより確認された。今後とも、引き続き定期的実査を行うことが肝要である。

3. 重点監査項目について

(1) 新型コロナウィルス感染拡大に伴う新たな業務体制について

オンラインによる審査体制については、日程調整が楽になり、審査員の出席率が上がるというメリットが認められる一方、接続不良の技術的課題が審査員側に存在しうるため、業務遂行上、職員に負担が残る。とりわけ国際的なイベントの場合は、担当する職員個人の負担が一般に大きくなりやすい。このため、オンラインを活用した新たな業務体制へと移行するにあたっては、職員の精神的な孤立を防ぐための配慮が必要である。

(2) 振興会における広報について

上述の特記事項で示したように、男女共同参画に関わる具体的な活動の開始については効果的な広報活動が実施された。一方、ホームページ全体のリニューアルについては、技術的移行問題の解決と並行した作業となるため、漸次的な進捗のみ認められた。第4期内に主要な改変の準備が整うものと期待される。

III 今後さらなる検討と実施を希望する事項

(1) 情報システムに関する人材確保について

情報システム上の最大の技術的課題については、維持そのものが困難となりつつある旧来のプログラムをレガシー化することなく、同時代的なソフトに移管（マイグレーション）することによって解消できる見通しが整ったものの、学振内部で同

課題を継続的に担当する人材は確保されていない。システムの維持・更新に関する人材を早急に確保する必要があると思われる。

(2) 学術システム分析センターについて

全国の研究者からの応募申請と採択課題は、学術支援の動向を総合的に把握するうえで、他に類例のない貴重なデータであり、その分析が大いに期待されている。

データ分析に関して人材を振興会内に確保しても良いのではないかと思われる。

(3) 国際統括本部について

同本部は、さまざまな部署で実施されている国際的活動について横断的に情報を共有する機能を果たしている。この連携機能を活かして、次期中期目標中期計画を率先して推進する部署として、今後の戦略を検討しておく必要がある。

(4) 新たな広報活動について

臨時的ないし恒常に、理事長等による記者会見、メディア懇談会、紙面インタビューなどの実施が考えられる。

IV 監事監査への対応について

一般に、新型コロナウィルス感染拡大の長期化はリスク意識の低下をもたらす。とりわけオンライン業務の増加に伴い、情報セキュリティ上のリスクに曝されがちである。ポストコロナ社会が「新たな生活様式」を採用するのと同様に、学振においても「新たな業務運営」の体制を構築する必要があるため、年1回程度各部署より監事に対して報告いただくよう引き続きお願いしたい。